

○八王子市都市公園条例（昭和 3 8 年八王子市条例第 2 4 号）改正素案（骨子）

改正後	改正前
（運動施設、<u>有料駐車場</u>及び体験学習施設の利用時間等） 第 5 条 公園の運動施設（法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する運動施設をいう。以下同じ。）<u>及び公園の駐車場（法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する駐車場）のうち有料の駐車場（以下「有料駐車場」という。）</u>の利用期間及び利用時間並びに体験学習施設（法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する教養施設のうち、都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「令」という。）第 5 条第 5 項に規定する体験学習施設をいう。以下同じ。）の利用時間及び休館日については、別に定める。 2 （略） <u>（有料駐車場の利用）</u> <u>第 6 条の 2 八王子中央公園有料駐車場を利用しようとするものは、市規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。</u> （有料運動施設等の利用料金） 第 7 条の 2 前条の規定にかかわらず、戸吹スポーツ公園に係る有料の運動施設及び器具<u>並びに八王子中央公園有料駐車場</u>を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（第 1 9 条に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。 2 ～ 3 （略） 4 <u>戸吹スポーツ公園に係る</u>利用料金は、利用の承認を受けた際（前項の場合については、スケートパーク回数券の交付を受ける際）に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があ	（運動施設及び体験学習施設の利用時間等） 第 5 条 公園の運動施設（法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する運動施設をいう。以下同じ。）の利用期間及び利用時間並びに体験学習施設（法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する教養施設のうち、都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「令」という。）第 5 条第 5 項に規定する体験学習施設をいう。以下同じ。）の利用時間及び休館日については、別に定める。 2 （略） （有料運動施設等の利用料金） 第 7 条の 2 前条の規定にかかわらず、戸吹スポーツ公園に係る有料の運動施設及び器具を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（第 1 9 条に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。 2 ～ 3 （略） 4 利用料金は、利用の承認を受けた際（前項の場合については、スケートパーク回数券の交付を受ける際）に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この

ると認めたときは、この限りでない。 5～7 （略） （指定管理者の指定の取消し等） 第22条 （略） 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合で、市長が臨時に戸吹スポーツ公園及び八王子中央公園有料駐車場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第3に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。 3 （略） <u>（公園施設の管理の特例）</u> <u>第24条の2 公園施設のうち八王子中央公園に設置する八王子中央公園複合施設の設置及び管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、別に条例で定める。</u>	限りでない。 5～7 （略） （指定管理者の指定の取消し等） 第22条 （略） 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合で、市長が臨時に戸吹スポーツ公園の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第3に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。 3 （略）
--	---

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。